

令和5年余市町議会第2回臨時会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時22分

○招 集 年 月 日

令和5年4月25日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和5年4月25日（火曜日）午前10時

○出 席 議 員 （18名）

余市町議会議長 3番 中井 寿夫

余市町議会副議長 8番 土屋 美奈子

余市町議会議員 1番 野呂 栄二

〃 2番 吉田 豊

〃 4番 藤野 博三

〃 5番 内海 博一

〃 6番 庄 巖龍

〃 7番 山本 正行

〃 9番 岸本 好且

〃 10番 彫谷 吉英

〃 11番 茅根 英昭

〃 12番 近藤 徹哉

〃 13番 安久 莊一郎

〃 14番 大物 翔

〃 15番 中谷 栄利

〃 16番 白川 栄美子

〃 17番 寺田 進

〃 18番 伊藤 正明

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長 齊藤 啓輔

副 町 長 渡邊 郁尚

総 務 部 長 高橋 伸明

総 務 課 長 越智 英章

財 政 課 長 高田 幸樹

税 務 課 長 庄木 淳一

民 生 部 長 篠原 道憲

保 險 課 長 小黒 雅文

総 合 政 策 部 長 阿部 弘亨

政 策 推 進 課 長 橋端 良平

農 林 水 産 課 長 奈良 論

商 工 観 光 課 長 原田 孝嗣

建 設 水 道 部 長 千葉 雅樹

教 育 委 員 会 教 育 長 前坂 伸也

教 育 部 長 浅野 敏昭

○事務局職員出席者

事 務 局 長 羽生 満広

議 事 係 長 細川 雄哉

書 記 山内 千洋

○議 事 日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

議長の諸般報告

第 3 議案第 1号 余市町税条例の一部

- を改正する条例案
- 第 4 議案第 2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
- 第 5 議案第 3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 6 議案第 4号 余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例案
- 第 7 議案第 5号 余市町の区域内にあらたに生じた土地の確認について
- 第 8 議案第 6号 余市町の町の区域の変更について
- 第 9 議案第 7号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 第 10 推薦第 1号 余市町農業振興協議会委員の推薦について
- 第 11 議員の派遣について

開 会 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和5年余市町議会第2回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案7件、推薦1件、議員の派遣について、他に議長の諸般報告です。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議席番号5番、内海議員、議席番号6番、庄議員、議席番号7番、山本議員、以上のとおり指

名いたします。

○議長（中井寿夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○16番（白川栄美子君） 令和5年余市町議会第2回臨時会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名の出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案7件、推薦1件、議員の派遣について、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日1日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、議案第1号 余市町税条例の一部を改正する条例案、日程第4、議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第4号 余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第5号 余市町の区域内にあら

たに生じた土地の確認について、日程第8、議案第6号 余市町の町の区域の変更について、以上2件につきましては、それぞれ関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第7号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、推薦第1号 余市町農業振興協議会委員の推薦についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議員の派遣についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、今期臨時会の運営に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から説明員につきましては審議案件を考慮した出席とする旨確認がなされておりますことをご報告申し上げます。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第3、議案第1号 余市町税条例の一部を改正する条例案、日程第4、議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案、以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第3ないし日程第4を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○税務課長（庄木淳一君） ただいま上程されました議案第1号 余市町税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることにより、本町税条例におきましても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について申し上げます。個人住民税につきましては、令和6年度に課税が開始される森林環境税の導入に伴う改正でございます。

次に、固定資産税につきましては、法令改正に伴う引用条文の項ずれ等に対応するものであります。

次に、軽自動車税につきましては、環境性能割について半導体不足等の状況を踏まえ現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置き、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げ、種別割について電気自動車等を取得する場合におけるグリーン化特例等について適用期限を3年延長する改正でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第1号 余市町税条例の一部を改正する条例案。

余市町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年4月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町税条例の一部を改正する条例。

余市町税条例（昭和37年余市町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは町民税に充当し」を「、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定に

よる申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条の見出し中「町民税」を「個人の町民税」に改め、同条中「個人町民税額及び」を「個人の町民税額、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「前年中において」の次に「給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において」を加え、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によって」を「により」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「納税義務者からの申出」を「当該納税義務者からの申出」に、「その事由がその年の」を「当該納税義務者が」に、「発生した場合には、当該納税義務者」を「給与の支払を受けないこととなった場合には、その者」に、「退職手当の全部」を「退職手当等の全部」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「に

おいては」を「には、」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

次のページをお開き願います。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第

16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を削る。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種

別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）A中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）A中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の余市

町税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

（2） 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

（3） 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の余市町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき余市町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」とい

う。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の余市町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以

後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

引き続きまして、一括上程されております議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号と同様、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより、本町都市計画税条例の一部を改正する条例について所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、都市計画税におきましても固定資産税同様、法令改正に伴う引用条文の項ずれ等に対応するものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年4月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

余市町都市計画税条例の一部を改正する条例（昭和41年余市町条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条

第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第18項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第1号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 余市町税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 余市町都市計画税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(中井寿夫君) 日程第5、議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(小黑雅文君) ただいま上程されました議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)が令和5年5月1日から施行されたことに伴い、余市町国民健康保険税条例につきまして改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、国民健康保険税の軽減基準のうち5割軽減に係る基準について被保険者の数に乘すべき金額を現行の28万5,000円から29万円に、2割軽減に係る基準について被保険者の数に乘すべき金額を52万円から53万5,000円に引き上げ、軽減範囲を拡大するほか、関係部分について文言の改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年4月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険税条例(平成11年余市町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)」に改める。

附則第2項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項中」を「同条第1項中」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の余市町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中井寿夫君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番(大物 翔君) 毎年聞いておる話を今回も伺います。

今回2割軽減と5割軽減の対象の金額というのがまた今年も広がるということなのですが、ではこれによって新たに軽減を受けられるであろう世帯というのは何世帯程度を想定していて、かつ人数で見た場合何人程度の方が新たな対象に加わっていくだろうということを想定されているのかというのが1つ。

そして、その場合国民健康保険の加入世帯と加入者の中で軽減を受けられる人というのが新しい形になった場合に全体のどのぐらいの割合になるのか、また人数はどのぐらいなのか。

そして、だんだん軽減を国のほうが広げていくてくれていることはいいことなのだけれども、この状況というのはそもそもからして国保という税

制が、システムが抱えている根本的な問題点からきているものなのです。では、担当課としては国保というものが陥っている現状についてをどのように見ていらっしゃるのかというのを併せてお答えいただきたいと思います。

○保険課長(小黒雅文君) 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の軽減に係る世帯と人数、世帯でございますけれども、これにつきましては対象外から2割軽減に措置されるものは11世帯となっております。また、この人数につきましては19名、そして2割から5割軽減になるものにつきましては10世帯、14名を見込んでございます。

世帯の加入者、世帯の見込みにつきましては…すみません、2点目の世帯の加入者の部分につきましては……

(何事か声あり)

○議長(中井寿夫君) 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時44分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番、大物議員の質疑に対する答弁を求めます。

○保険課長(小黒雅文君) 答弁調整のために貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

14番、大物議員の2点目のご質問でございますが、世帯の加入状況につきましては約2,600世帯ありますので、今回の該当につきましては0.05%となっております。

また、3点目の現状をどういうふう考えているかということにつきましては、やはり低所得者に対する、今回の改正で軽減範囲の拡大を図るものでございますので、そういった部分で資するものであるというふうと考えてございます。

○14番(大物 翔君) 新たに1点目のほうの対

象者が増えて、実際に賦課されて支払わねばならない加入者のほうがちょっとでも助かっていくというのは、これは望ましいことなのです。世帯全体に占める割合について伺ったのは、私は新たに加わった人も含めて2割軽減、5割軽減かかっている世帯が全国保加入者の中で何%になるのでしょうかということをお尋ねしたつもりだったので。私の多分聞き方が悪かったと思うのです。だから、そこはちょっと改めて答えてほしいというのが1つあります。

低所得者を何とか支えようというところに寄与しているということは、もちろんおっしゃるとおりだと思います。ただ、どうしてこんなことをそもそもせねばならないのかということからすれば、残念ながら国庫負担率が下がり続けてきた結果である。国民の国保が苛酷な国保になっているということが以前から申し上げているとおりで、それに対する政策というものを、北海道とか国は当然ながらどこの市町村に住んでいても同じ国保税でという仕組みで統一保険税化を進めていく。ただ、それは確かにそうなのかもしれないけれども、では実際に払いなさいと言われている側からすれば、ある種たまったものではないという。いまだに緊急事態になった場合には市町村の権限で何らかの救済政策が取れるようになるという条項は今でも国保法上残っているのです。そうしたものを踏まえて、うちの町にいる国保の加入者の人たちを少しでも支えてあげるという方向性というのが今後ますます必要になってくるのではないかなと考えるのですが、いかがでしょう。

○保険課長（小黒雅文君） 14番、大物議員からの再度のご質問に答弁申し上げます。

全体で2割軽減の部分でございますが、こちらにつきましては世帯で0.12%、5割軽減につきましては全体の0.17%が改正後該当になる見込みであります。

また、2点目の国保加入者に対する考え方でご

ざいますが、そこは議員おっしゃるとおり、大変重要な考え方であると思いますので、今後におきましてはそちらの部分も十分研究、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第6、議案第4号 余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○税務課長（庄木淳一君） ただいま上程されました議案第4号 余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことにより、本町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止するものでございます。

廃止の理由について申し上げます。特定地域における工業用機械等の特別償却制度についての見直しが行われ、半島振興対策実施地域に係る措置について対象地区から過疎地域に係る措置の対象地区が除外されることから、重複地区においては過疎法に基づく税制特例措置等のみが適用されることとなることから、条例を廃止するものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第4号 余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例案。

余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和5年4月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次ページをお開き願います。余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例。

余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成26年余市町条例第17号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条の規定による不均一課税を受けた者に対する固定資産税の課税については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説

明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○4番（藤野博三君） ちょっと質疑というか、確認なのですが、この条例、平成26年に、というのは私が町側に強く申し入れて、せっかくこういう条例が法律上あるのに半島振興、余市町も半島振興連盟かな、加盟しているし、そういう形でぜひつくったらどうかということで町長と副町長に強く勧めたという経緯があって、ただ現実問題として今過疎に関するほうでもこの減免の関係のものがあるので、実際半島振興に関わって不均一課税が適用された件数が、件数というか、件数はいいです。何件とかいうのはいいですけども、実際そういうのが適用されたものがあるのかどうか、それだけちょっと1点確認したいと思います。

○税務課長（庄木淳一君） 4番、藤野議員のご質問に答弁申し上げます。

半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に該当するものですが、平成29年度から令和元年度まで1件ございます。一部過疎のほうと重複している部分がございますして、過疎のほうの対象実施金額が2,700万円となつてございました。そこが2,700万円にいかなかったということで、この半島の不均一課税を使われた方がお一人いらっしゃるということでございます。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 余市町半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分

○議長(中井寿夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(中井寿夫君) 先ほどの日程第5、議案第3号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案の審議における14番、大物議員の質疑に対する答弁について訂正の申出がありますので、それを許します。

○保険課長(小黑雅文君) すみません。先ほどの14番、大物議員からのご質問で2割軽減、5割軽減の全体の国保加入者に占める割合につきまして、私のほうで5割軽減につきまして0.17%と答えさせていただきましたが、こちらにつきましては約17%に訂正させていただきたいと思っております。同じく2割軽減につきましては0.12%と答弁させていただきましたが、約12%の誤りでしたので、よろしく願いいたします。

○議長(中井寿夫君) それでは次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第7、議案第5号 余市町の区域内にあらたに生じた土地の確認について、日程第8、議案第6号 余市町の町の区域の変更について、以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第7ないし日程第8を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進課長(橋端良平君) ただいま一括上程されました議案第5号 余市町の区域内にあらたに生じた土地の確認について並びに議案第6号 余市町の町の区域の変更について、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます議案2件でございますが、余市漁港出足平地区の岸壁、船揚げ場等の老朽化が進んでいることに伴い、漁港管理者であります北海道が水産物供給基盤機能保全事業を活用し、漁港の整備を実施するものとして事業認可を受け、令和元年5月28日、公有水面埋立法第3条第4項の規定に基づき議会議決を経て埋立工事に着手し、令和4年6月2日に竣工したことに伴う新たな土地の確認に関わるものであります。これら工事の完成に伴い、公有水面埋立法第22条第1項の規定により北海道知事より工事の竣工認可通知が令和4年度においてなされましたことから、地方自治法第9条の5第1項の規定による余市町の区域内に新たに生じた土地の確認及び地方自治法第260条第1項の規定による余市町の町の区域の変更について議会の議決を賜りたく、ご提案申し上げます。

それでは、議案第5号及び第6号についてそれぞれ議案を朗読し、ご説明申し上げます。

初めに、議案第5号を朗読申し上げます。議案

第5号 余市町の区域内にあらたに生じた土地の確認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、余市町の区域内にあらたに生じた次の土地を確認する。

令和5年4月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次ページをお開き願います。記、余市町の区域内にあらたに生じた土地、余市郡余市町白岩町63番地4地先の公有水面埋立地。面積、20.78平方メートル。

なお、参考資料として公有水面埋立概要書及び埋立箇所に係る図面を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第6号を朗読申し上げます。議案第6号 余市町の町の区域の変更について。

町の区域を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年4月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。記、あらたに生じた土地の確認によるもの。町の名称、白岩町。変更する町の区域、編入する公有水面埋立地、白岩町63番地4地先の公有水面埋立地。面積、20.78平方メートル。

なお、余市町の町の区域の変更に係る位置につきましては、議案第5号に添付の図面に示しております公有水面埋立箇所と同じでございますので、後ほどご高覧賜りたいと存じます。

以上、議案第5号 余市町の区域内にあらたに生じた土地の確認について並びに議案第6号 余市町の町の区域の変更についてそれぞれ提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第5号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 余市町の区域内にあらたに生じた土地の確認については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町の町の区域の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第9、議案第7号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第7号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

ご案内のとおり、本町4月1日付人事異動の発令に伴いまして固定資産評価員についても異動が生じたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、本臨時会において選任同意の提案を申し上げる次第でございます。

地方税法第404条第2項には、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任すると規定されておりますことから、議員各位のお手元に配付してあります余市町富沢町13丁目31番地5、庄木淳一を固定資産評価員としてご同意いただきたく、ご提案申し上げます。

次に、庄木淳一の職歴等について申し上げます。現住所につきましては、余市郡余市町富沢町13丁目31番地5でございます。職歴は、平成4年4月に余市町職員として採用され、下水道課技術第2係に配属、それ以降建設水道部下水道課建設係、建設水道部都市建設課技術係、建設水道部下水道課建設係、建設水道部建設課技術係、経済部農林水産課農地整備係、経済部農林水産課農地整備係長、民生部環境対策課主任技師、建設水道部下水道課長、建設水道部まちづくり計画課長、令和5年4月、総務部税務課長に就任し、現在に至っております。

それでは、お手元に配付してございます議案を朗読申し上げます。

議案第7号 余市町固定資産評価員の選任につ

き同意を求めることについて。

余市町固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年4月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町富沢町13丁目31番地5。氏名、庄木淳一。生年月日、昭和46年3月21日生まれ。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第10、推薦第1号 余

市町農業振興協議会委員の推薦についてを議題といたします。

推薦の方法については、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

指名いたします。中井議員、藤野議員、以上のとおり推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、中井議員、藤野議員、以上の議員を推薦することに決定いたしました。

○議長(中井寿夫君) 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣をすることに決しました。

○議長(中井寿夫君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和5年余市町議会第2回臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前11時22分

上記会議録は、細川書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 5番 内 海 博 一

余市町議会議員 6番 庄 巖 龍

余市町議会議員 7番 山 本 正 行